

「造幣局地区におけるまちづくりに係る基本協定書」の締結について

本日、豊島区、独立行政法人造幣局及び独立行政法人都市再生機構は、「造幣局地区におけるまちづくりに係る基本協定書」を締結しました。

本協定書は、造幣局東京支局の移転に伴う跡地のまちづくりについて、豊島区が平成 26 年 10 月に策定した造幣局地区街づくり計画に沿った良好なまちづくりの推進を図ることを目的として、造幣局地区におけるまちづくりに係る基本的な事項を定めています。

今後は、本協定書に基づき、三者が協力して当該まちづくりの推進を図ってまいります。

平成 27 年 4 月 7 日

豊島区
独立行政法人造幣局
独立行政法人都市再生機構

(基本協定書の概要)

相互協力：協定の目的が円滑に進められるよう相互に協力する

対象区域：造幣局跡地約 3.2ha

土地利用計画：防災公園を整備する防災公園区域（約 1.7ha）と、文化交流機能と木造住宅密集地域の解消にも資する居住機能並びに生活支援機能からなる賑わい機能を誘導する市街地整備区域（約 1.5ha）を配置し、市街地整備区域のうち、北側の約 2/3 に文化交流機能を、南側の約 1/3 に賑わい機能を誘導することを基本とする

基本フレーム：豊島区は、対象区域に係る造幣局地区街づくり計画に基づく地区計画（役割分担）及び防災公園区域に係る都市公園の都市計画を決定する
独立行政法人造幣局は、防災公園街区整備事業を実施する造幣局地区の土地をスケジュールに遅延が生じないよう独立行政法人都市再生機構に対し譲渡する
独立行政法人都市再生機構は、防災公園街区整備事業により、市街地整備と防災公園整備を行う

スケジュール：平成 27 年度 地区計画・都市公園の都市計画決定
平成 28 年度 防災公園実施設計
平成 29 年度 防災公園整備工事着手（平成 31 年度末までの工事完了を目指す）